

つくばヘルスケアデータ連携ユースケース創出調査業務委託 仕様書

第1章

1 業務委託名

つくばヘルスケアデータ連携ユースケース創出調査業務委託

2 業務目的

つくば市では、市民の困りごとを解決し、市民の生活の質を向上させるために、「誰一人取り残さない」インクルーシブな地域づくりを目指している。そして、「科学で新しい選択肢を提供し、市民に多様な幸せ（Well-being）を提供する『つくばスーパーサイエンスシティ構想』」を掲げ、移動物流（つくばモビリティ・つくばポーター）、行政（つくばトラスト）、医療・健康（つくばヘルスケア）、防災・インフラ・防犯サービス（つくばレジデンス）、デジタルツイン（つくばデジタルツイン）、オープンハブ（つくばオープンハブ）の6分野において、先端的サービスを実装し、目指す社会の実現に向けて取り組んでいる。

つくばヘルスケアにおいては、救急医療体制の充実、医療・介護・服薬の連携、個人への健康関連データの還元などについて、データ連携基盤を活用した健康・医療サービスを創出することにより、住民の健康寿命の延伸につながる食生活の改善や運動の習慣化等の行動変容による生活習慣病の予防、早期発見や重症化予防、また、専門職種間での患者または利用者の一貫した情報共有による、適時適切な必要なサービスを提供、また、救急医療においては、救急隊員、かかりつけ医及び救急病院での情報共有による現場での迅速な対応、救急搬送の効率化など、必要なデータの流通による、市民サービスの質の向上が期待でき、データ連携によるサービス創出に取り組んでいるところである。

本取組の推進にあたっては、健康、医療、介護、救急（以下「ヘルスケア」という。）などにおいて必要なデータを流通させ、住民ニーズに基づく具体的なユースケースの創出することが求められることから、つくばヘルスケアデータ連携ユースケース創出調査業務委託（以下「本業務」という。）では、「ヘルスケアにおける標準的な情報を基にしたシームレスな情報連携」による、パーソナルデータ連携ユースケース創出を目的とする。

3 適用範囲

本仕様書は、つくば市（以下「委託者」という。）が実施する本業務に関し、必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

4 適用基準等

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

5 業務遂行上の義務

受託者は、善良な管理者たる注意をもって、信義誠実に業務を遂行しなければならない。また、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合には、速やかに委託者と受託者が協議の上、受託者は委託者の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

6 履行期間

契約日の翌日から令和8年（2026年）3月20日（金）まで

7 業務の一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、承認を得た上で本業務の一部を再委託することができる。
- (2) 前号のただし書の場合、受託者は、再委託等先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

8 提出書類

受託者は、本業務実施に当たって以下に掲げる書類を速やかに委託者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 管理技術者選（改）任通知書
- (2) 経歴書
- (3) 実施計画書・工程表
- (4) 実施体制図
- (5) その他、委託者が指示するもの

9 管理技術者

管理技術者は、本業務の全般にわたり、進行管理を行うものとする。また、本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に委託者と受託者で十分な協議を行うとともに、常に連絡を密にし、本業務の支障のないようにするものとする。

10 打合せ

受託者は、本業務の主旨を熟知し、本業務実施期間中においては、委託者と打合せを綿密に行い、進捗状況を定期報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。

11 秘密の保持

本業務において、受託者の職員は、在職中はもとより退職後も業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

12 個人情報等の取扱い

本業務の履行に際して知り得た個人情報等の取扱いについては、別紙「個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書」を参照すること。

1 3 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切の処理をするものとする。

1 4 資料の貸与

受託者は、本業務に必要な資料を委託者より借り受けるものとするが、善良な管理者たる注意をもって管理をもって行い、本業務完了後は速やかに返却しなければならない。

1 5 関係官公庁等への手続等

本業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとする。

1 6 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて委託者の所有とし、調査結果についても委託者の承諾なしに貸与、公表、使用してはならない。

第2章 業務内容

1 7 業務の内容

受託者は、本業務の遂行に必要な情報収集等について委託者と調整を図りつつ、その目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の実施計画を立案する。

なお、本業務は、以下に掲げる3業務で構成する。

(1) パーソナルデータ連携ユースケースの創出

ア 受託者は、ヘルスケアにおけるデータを流通させる上での課題を抽出した上で、必要データや優先順位等の論点整理を行い、単に個々のサービスとの連携のみならず、つくば市での構築検討を進めているパーソナルデータ連携基盤の活用を想定したデータ連携を踏まえて、一連の業務の検討手順を論理的に取りまとめて具体的な取組方針を検討の上、ユースケースを創出（複数創出されることが望ましい）すること。なお、検討にあたっては、以下の事項について留意すること。

(ア) 令和6年度に実施した「スーパーシティで『最も実現してほしい』サービスのインターネット投票及びつくばスーパーサイエンスシティ構想に関するアンケートにおけるヘルスケア分野の結果」※1に基づきつつ、つくば市の保健、医療及び福祉に関する計画との関連性、また、第3期戦略プラン及びつくばスーパーサイエンスシティ構想との関連性を踏まえて検討すること

(イ) 各関連法及び規定等並びに国（内閣府、デジタル庁、厚生労働省その他関係省庁）の動向を踏まえて検討すること

(ウ) 「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー 第2.0版」※2、「スマートシティセキュリティガイドライン 第3.0版」※3等、データ連携の活用に関する資料を参考に検討を行うこと

《公表・出典 ※1 公表：つくば市ホームページ、※2 出典：内閣府、※3 出典：総務省》

イ 本業務で創出するパーソナルデータ連携ユースケースは、以下に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (ア) API 連携の実績があるサービス提供事業者が行うこと
 - (イ) 複数のサービス提供事業者が管理するデータを接続すること
 - (ウ) サービス提供事業者双方でのデータ接続を行うこと
 - (エ) できるだけ多くの種類のデータ項目を使用すること
- ※別添「概要説明」を参照

(2) 創出したユースケースの実証

実証するユースケースについては、委託者と協議して決定する。なお、受託者は、以下に掲げる事項を必須とする。

- ア 受託者は（１）で検討したユースケースについて、３か月以上の実証期間を設定した実証を行うこと
- イ 本事業終了以降の継続的なユースケース創出に資するような課題や成果について分析し、事業化に向けて工夫すべき点等の論点整理を行うこと
- ウ 論点整理にあたっては、構築を予定しているパーソナルデータ連携基盤との接続の課題分析を踏まえること
- エ ユースケースの実証開始前に、委託者からプライバシー影響評価（以下、「PIA」という。）を受けること。PIA にあたり、受託者は委託者からの求めに応じて必要な資料提供、ヒアリング等に協力すること
- オ 参加者や実証場所の確保等、必要な調整は、委託者と協議の上、受託者が主体的に行うこと

(3) ユースケースの社会実装支援計画書の作成

受託者は（２）で整理した論点を踏まえ、事業化に向けた具体的な概要をユースケース社会実装支援計画書（以下「計画書」という。）に取りまとめること。検討にあたっては、あるべきユースケース像を明らかにすること。

1 8 パーソナルデータ連携基盤構築調査事業との連携

受託者は本業務において検討するユースケースは、パーソナルデータ連携基盤の活用を前提に実施されるものであることから、別途実施するパーソナルデータ連携基盤構築調査事業受託者との連携について、委託者の求めに応じて必要な書類を共有すること。

1 9 作業場所

受託者は、本業務の作業場所、その他必要となる作業環境については、受託者の負担により用意すること。

第 3 章 業務遂行体制等

2 0 打合せ・報告に関する要件

- (1) 受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、委託者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託の実施にあたり、委託者で行う打合せ、報告等に関する打合せ書を作成し、委託者にその都度提出して内容の承認を得るものとする。

2 1 その他留意事項

委託業務の実施に当たっては、委託者と受託者で十分に協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る委託者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

- (1) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (2) 本業務の成果品に対する瑕疵の取り扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を自己の利益のために利用しないこと。これは、本業務が終了した後も同様とする。
- (4) 成果品（業務履行において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本業務の成果品の所有権及び著作権は、つくば市に帰属するものとし、無断複写・貸出し等は禁じるものとする。また、本成果品が、第三者の著作権、プライバシー権その他いかなる権利も侵害しないものであることについて、受託者が保証するものとする。さらに、本成果品に関して、第三者からの権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者はその責任と負担のもと、これに対処、解決するものとする。ただし、委託者の指示によることに起因する場合はこの限りでない。
- (6) 受託者は、本業務に基づく成果品の著作権人格権を行使しないよう必要な措置を講ずるものとする。

第4章 成果品

2 2 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 実施報告書（計画書を含む）
- (2) 上記のデータ（編集・改変可能なファイルを提出）
- (3) その他、委託者が必要と認めた資料